

倉敷市立第一福田小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

- ・昨年度、数件のいじめを認知した。その中には、子どもたち同士が、気持ちをうまく伝えることができず、些細なトラブルから発展したり、心ない言葉を投げかけたりするケースが見られた。児童同士が認め合うことができるように、日頃から共感的人間関係を醸成することや、自己存在感を与えること、自己決定の場を用意し自己の可能性の開発を援助していく必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・教職員が、いじめはどの子にも起こりうることを再認識し、平素から子どもたちの心のサインを見逃さず、子どもたち一人ひとりに寄り添った指導を行うことにより、未然防止、早期発見、早期対応に努める。
 - ・学校をあげた横断的な取り組みを推進するため、いじめ対策委員会には、校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教務、生徒指導主事、各学年生徒指導部を中心に、教育相談担当、不登校対策担当、特別支援教育コーディネーター、養護助教諭も参画し、それぞれの立場からいじめ問題の解決のための取り組みを検討する。
- 〈重点となる取り組み〉
- ・いじめの早期発見のために、児童一人ひとりにアンケートを実施し、教育相談週間との連携がとりやすい実施時期の工夫を行うとともに、得られた情報を教職員間で共有を図る。

保護者・地域との連携

- 〈連携の内容〉
- ・学校基本方針を PTA 総会や学級・学年懇談等で説明し、学校はいじめ問題への取り組みについて、保護者の理解を得る。
 - ・学校評議員の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、学校外での生活の情報提供の依頼を行い、児童理解に努める。
 - ・学校からの便りに、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

- 〈いじめ対策委員会の役割〉
- ・基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作成・実行・相談窓口・発生したいじめ事案への対応。
- 〈いじめ対策委員会の開催〉
- ・定例の開催、事案対応のための開催。
- 〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉
- ・職員会議で周知。緊急の場合は終礼等で伝達。
- 〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉
- ・校外
スクールカウンセラー等
 - ・校内
校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教務、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、不登校対策担当、特別支援教育コーディネーター、養護助教諭等

全 教 職 員

関係機関等との連携

- 〈連携機関名〉
- ・倉敷市教育委員会
- 〈連携の内容〉
- ・保護者支援のための専門スタッフの派遣
 - ・カウンセリングスタッフの派遣
- 〈学校側の窓口〉
- ・教頭
- 〈連携機関名〉
- ・岡山県警察本部生活安全部少年課
学校警察連絡室
 - ・水島警察署生活安全課 子ども相談センター 児童相談所
- 〈連携の内容〉
- ・非行防止教室の実施、情報交換
- 〈学校側の窓口〉
- ・教頭

学 校 が 実 施 す る 取 り 組 み

① いじめの防止

- （教育研修）
- ・教職員の指導力向上のために、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーを活用し、事例から研修を行う。
- （総合的な学習の時間 ゆとり）
- ・相手を大切にする意識を高めるために、異学年集団での活動を行う。
- （居場所作り）
- ・日頃の授業や活動の中で、誰もが活躍できる場を設け、互いに認め合える雰囲気を作るとともに、自己肯定感を高める。
 - ・病気や感染症等による風評被害や悪口を防ぐため、該当児童に配慮し、事前に全体指導をしておく。

② 早期発見

- （実態把握）
- ・教育相談週間を年2回設け、アンケートを実施するなど、児童の生活の様子を把握し、早期発見を図る。心の健康観察を毎日実施し、児童の様子を把握する。
- （情報共有）
- ・職員会議、終礼、部会の場で、学年の様子や配慮を必要とする児童についての報告を行い、情報を共有できる体制をつくる。
- （相談体制）
- ・すべての教員が児童の変化をとらえ、きめ細かく声をかけ、児童がいつでも相談できる体制を整える。

③ いじめへの対処

- （事実確認）
- ・本校児童がいじめを受けている可能性が明らかになったときは、速やかに事実確認を行う。
- （いじめへの組織的対応の検討）
- ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。
- （指導）
- ・事実確認を元に、適切かつ毅然とした対処を行う。保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導する。

倉敷市立第一福田小学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

	会議、委員会 等	学 校 が 実 施 す る 取 り 組 み		
		① いじめ防止の取り組み	② 早期発見の取り組み	③ いじめへの対処
4 月	○職員会議 ・基本方針、指導計画の確認	○学年集会、学級づくりの取り組み ・集団づくりプログラムの実施 (教育相談)	○生徒指導連絡会	○発生事案への対処(随時)
5 月			○生徒指導連絡会 ○Q-U 実施(1回目)	
6 月	○いじめ対策委員会 ○学校評議委員会 ・いじめ問題に関する意見交換	○なかよし週間の取り組み (人権)	○生徒指導連絡会 ○教育相談アンケート ・全員に教育相談を実施 (教育相談)	○対応手順の共通理解 (対策委員会)
7 月		○非行防止教室	○生徒指導連絡会 ○個人懇談	
8 月	○職員研修 ○人権研修会			
9 月		○人権教育に関する授業参観	○生徒指導連絡会 ○学級懇談	
10 月	○いじめ対策委員会		○生徒指導連絡会	
11 月			○生徒指導連絡会 ○Q-U 実施(2回目)	
12 月			○生徒指導連絡会 ○教育相談アンケート ・全員に教育相談を実施 (教育相談) ○個人懇談	
1 月	○PTA 人権講演会	○なかよし週間の取り組み	○生徒指導連絡会	
2 月	○学校評議委員会		○生徒指導連絡会	
3 月	○いじめ対策委員会		○生徒指導連絡会	

年間を通して、行う取り組み

- ・職員会議、毎週金曜日に、問題行動のあった児童、配慮の必要な児童等について報告を行い、共通理解を図る。
- ・生徒指導部会を月 1 回、週一回生徒指導の連絡会を開き、各学年の情報交換や情報共有を行う。
- ・心の健康観察を毎日行い、児童の様子を把握する。気になることがあれば学年担任、生徒指導主事、管理職に情報を共有し、早急に対応できる体制を整える。